

# あいち小児保健医療総合センターにおける研究不正の防止及び対応に関する規程

## 目次

- 第1章 総則(第1条～第3条)
- 第2章 不正防止のための体制(第4条～第6条)
- 第3章 研究費の不正使用対策(第7条～第10条)
- 第4章 研究不正対策(第11条～第30条)
- 第5章 懲戒(第31条)
- 附則

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、あいち小児保健医療総合センター(以下「小児センター」という。)における研究活動上の不正行為及び研究費の不正使用(以下「研究不正」という。)の防止並びに不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定め、研究者の規律・意識を高め、小児センターにおける研究不正への防止活動と研究倫理の保持及び向上に資することを目的とする。

### (定義等)

第2条 この規程において「研究費の不正使用」とは、実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求その他関係法令、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関及び関係省庁(以下「資金配分機関」という。)の定め、愛知県病院事業庁財務規程(平成16年3月30日病院事業庁管理規程第25号)その他の例規等に違反して研究費を使用することをいう。

2 この規程において「研究活動上の不正行為」とは、発表された研究成果の中に示されたデータ、情報又は調査結果等が故意又は、研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる捏造、改ざん、盗用、及びそれら以外の研究活動上の不適切な行為であって、研究者の行動規範及び社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいものをいう。

(1)「捏造」とは、存在しないデータ、研究結果等を作成すること、又はこれら作成したものを記録したり報告又は論文等に利用したりすることをいう。

(2)「改ざん」とは、研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものにしたり、それを記録したりすること、又はそのような真正でない変更・変造したデータ・結果等を用いて研究の報告、論文等を作成・発表することをいう。

(3)「盗用」とは、他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解又は適切な表示なく流用することをいう。

3 「研究者等」とは、小児センターの職員及び小児センターの施設や設備を利用している者のうち、研究費を用いた研究に従事している者又は携わる者をいう。

4 「研究費」とは、小児センターの試験研究活動に用いられるすべての費用をいう。

5 「競争的資金等」とは、関係省庁又は関係省庁が所管する独立行政法人等から配分される、競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

### (研究者等の責務)

第3条 研究者等は、研究不正やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。

2 研究者等は、研究者倫理及び研究活動に係る法令等に関する研修又は科目等を受講し

なければならない。

- 3 競争的資金等の配分を受けて研究活動を行う研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を10年間、適切に保存・管理し、開示の必要性及び相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。

## 第2章 不正防止のための体制

(最高管理責任者)

- 第4条 研究不正の防止及び対応に関し、最終責任を負う者として最高管理責任者を置き、センター長をもって充てる。

(統括管理責任者)

- 第5条 最高管理責任者を補佐し、研究倫理の向上及び不正行為の防止等に関し、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるため、小児センター全体を統括する実質的な責任と権限を持つ者として統括管理責任者を置き、臨床研究・学術研究担当の副センター長をもって充てる。

(研究倫理教育責任者)

- 第6条 研究者等に対する研究倫理に関する知識を定着・更新させるための実質的な責任と権限を持つ者として、研究倫理教育責任者を置き、臨床研究・学術研究担当の副センター長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、小児センター臨床研究室に所属する研究者等に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行わなければならない。

## 第3章 研究費の不正使用対策

(不正防止の取組)

- 第7条 センター長は、不正防止に関する取組として、小児センターにおける公的研究費の適正使用に関する行動規範等の周知徹底に努めるものとする。

- 2 センター長は、毎年度定期的に内部監査を活用して、不正を発生させる要因を把握し、不正の発生を未然に防止するよう努めるものとする。

- 3 前項までの不正防止の取組の推進を担当する部署は、事務部管理課会計グループとする。

(研究費の適正な執行)

- 第8条 センター長は、研究費の執行に当たっては、愛知県病院事業庁財務規程その他の例規等を遵守し、適切に処理するものとする。

- 2 研究費の配分を受けた研究者は、当該研究費の経費の執行に関し、当該研究者のみによる発注、検収、支出等の手続を行ってはならない。

(内部監査の実施等)

- 第9条 センター長は、文部科学省及び厚生労働省の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン(実施基準)」の定めるところにより、競争的資金等に関する内部監査を毎年度実施するものとする。また、研究費の適切な管理のため実施される愛知県の監査等にも適切に対応するものとする。

(競争的資金等の不正な使用に係る調査)

- 第10条 センター長は、競争的資金等の不正な使用が疑われる場合には、速やかに調査を開始す

るものとする。

- 2 前項の調査は、第11条から第30条までに定める研究不正に係る調査の手續に準じて実施するものとする。

#### 第4章 研究不正対策

(研究不正に係る通報等の取扱い)

第11条 小児センターに所属する研究者が関わる研究活動に不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も書面、ファクシミリ、電話、又は面談により通報をすることができる。

- 2 前項の通報窓口は、事務部管理課総務グループとする。
- 3 第1項の通報をする者(以下「通報者」という。)は、不正行為を行ったとする研究者又は研究グループ(以下「被通報者」という。)、不正行為の態様、事案の内容及び不正であるとの科学的かつ合理的理由を示し、原則として、(様式1)をもって氏名等を示して行わなければならない。
- 4 事務部管理課総務グループは、前項に掲げる事項をすべて充たした通報のみを受け付けるものとする。ただし、センター長が特に必要と認めるときはこの限りでない。
- 5 事務部管理課総務グループは、研究者の異動や共同研究等により、通報を受け付けるのが他の研究機関であるべき場合や、他の研究機関と共同して調査を行う方がよい場合は、他の研究機関に当該通報を(様式2)により回付又は依頼するものとする。
- 6 センター長は、被通報者が小児センターに現に所属しているか否かにかかわらず、誠実に調査を行わなければならない。
- 7 事務部管理課総務グループは、他の研究機関から調査の要請があったときも、氏名等を示して通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 8 事務部管理課総務グループは、氏名等を示して通報があった場合は、通報を受け付けたことを(様式3)による通報者に通知するものとする。
- 9 報道や学会等で不正行為の疑いが指摘された場合は、匿名により通報があった場合に準じて取り扱うものとする。
- 10 事務部管理課総務グループは、通報までに至らない段階の相談については、その内容に応じ、通報に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して通報の意思があるか否かを確認するものとする。また、通報の意思表示がなされない場合であっても、センター長の判断で当該事案の調査を開始することができる。
- 11 研究不正が行われようとしている、又は研究不正を求められているという趣旨の通報・相談については、その内容を確認・精査し、センター長が相当の理由があると認めるときは、(様式4)により被通報者に警告を行うものとする。ただし、被通報者が小児センター以外の研究機関に属するときは、当該通報・相談を被通報者の所属する機関にその内容を(様式2)により回付することができる。
- 12 センター長は、前項の警告を被通報者に対して行った場合は、被通報者の所属する研究機関に対しても警告の内容等を通知するものとする。

(通報者・被通報者の取扱い)

第12条 事務部管理課総務グループにおいて通報を受け付ける場合、担当する職員は、通報内容や通報者の秘密を守るため、個室での面談等の適切な方法を講じなければならない。

- 2 通報窓口寄せられた通報の通報者、被通報者、通報内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、通報者及び被通報者の意に反して調査関係者以外に漏らさないよう、関係者の秘密保持を徹底するものとする。
- 3 センター長は、調査事案が漏洩した場合、通報者及び被通報者に事情を説明のうえ、調査中に

においても調査事案について公に説明することができる。ただし、通報者又は被通報者の責により漏洩した場合は、本人の了解は不要とする。また、通報者が匿名の場合は、通報者への了解は不要とする。

- 4 事務部管理課総務グループは、悪意（被通報者を陥れるため、又は被通報者が行う研究を妨害するためなど、専ら被通報者に何らかの損害を与えることや被通報者が所属する機関・組織等に不利益を与えることを目的とする意思をいう。以下同じ。）に基づく通報を防止するため、原則として前条第3項に基づく通報のみを受け付けること、通報者に調査への協力を求める場合があること、悪意に基づく通報であったことが判明した場合は、通報者の氏名の公表や刑事告発などがあることを周知するものとする。

#### （通報者の保護）

第13条 センター長は、通報したことを理由とする当該通報者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 小児センターに所属する全ての者は、通報したことを理由として、当該通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 センター長は、悪意に基づく通報であることが判明しない限り、単に通報したことを理由に当該通報者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### （被通報者の保護）

第14条 小児センターに所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 センター長は、相当な理由なしに、単に通報がなされたことのみをもって、当該被通報者の研究活動の全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被通報者に不利益な措置等を行ってはならない。

#### （予備調査）

第15条 事務部管理課総務グループは、第11条の通報を受け付けたときは、速やかにセンター長へ報告する。センター長は通報された行為が行われた可能性、通報の際に示された理由に論理性があるかなど、通報内容の合理性、調査可能性等について、速やかに予備調査を行う。

- 2 事務部管理課総務グループは、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に対する通報等に係る予備調査を行う場合は、取り下げに至った経緯・事情を含め、不正行為の問題として調査すべきものか否かを調査し、判断するものとする。
- 3 事務部管理課総務グループは、第11条の通報を受け付けたときは、被通報者に対し、それらが保有する資料の保全を（様式5）により命ずることができる。
- 4 センター長は、予備調査委員会を設置して予備調査に当たらせることができる。なお、予備調査委員会は、次の各項に定める者とする。
- 5 予備調査委員会の委員は、センター長、副センター長及び事務部長の合議とする。
- 6 予備調査委員会は、第3項の規定により保全された資料若しくは自ら収集した資料を精査し、又は職員等から事情聴取することにより行う。
- 7 事務部管理課総務グループ課長補佐（班長）は、予備調査委員会からの調査結果について速やかに（様式6）によりセンター長に報告するものとする。
- 8 センター長は、予備調査の結果、通報をなされた案件が本格的な調査をすべきものと判断した場合は、本調査を行う。

- 9 センター長は、通報を受け付けたときから概ね 30 日以内に、本調査を行うか否かを決定するものとする。
- 10 センター長は、本調査を行わないことを決定した場合は、その理由とともに通報者に(様式7)により通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等は保存し、資金配分機関や通報者等の求めに応じて開示するものとする。
- 11 センター長は、予備調査の結果、通報者の通報が悪意に基づく通報と判明したときは、通報者及び被通報者に(様式7)により通知するものとする。
- 12 センター長は、他の研究機関から要請のあった調査については、その調査結果を当該機関に(様式8)により通知するものとする。

#### (本調査の通知)

- 第16条 センター長は、本調査を行うことを決定した場合、通報者及び被通報者に対し、本調査を行うことを(様式9)により通知し、調査への協力を求めるものとする。被通報者が小児センター以外の機関に所属している場合は、これに加え、当該所属機関にも通知するものとする。なお、通報された事案の調査に当たっては、通報者が了承したときを除き、調査関係者以外の者や被通報者に通報者が特定されないよう配慮するものとする。
- 2 センター長は、本調査の対象となる研究が他機関との共同研究に係るものである場合は、当該機関に本調査を行う旨を(様式9)により通知するものとする。
  - 3 センター長は、前項に定める者のほか、愛知県病院事業庁管理課長に本調査を行う旨を(様式10)により通知するものとする。
  - 4 センター長は、本調査の対象となる研究が競争的資金等に係るものである場合は、資金配分機関に本調査を行う旨を(様式11)により通知するものとする。
  - 5 本調査は、これを行うと決定したときから概ね 30 日以内に開始するものとする。

#### (本調査の調査体制)

- 第17条 本調査に当たっては、センター長が任命した委員をもって構成する調査委員会を設置するものとする。
- 2 調査委員会の委員は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があるとセンター長が認める場合には、この限りではない。
    - (1) 副センター長のうちセンター長が指名する者(委員長)
    - (2) 関連する部門等の長のうちセンター長が指名する者
    - (3) 調査対象となる事案の研究分野の小児センター内外の研究者
    - (4) センター外部の有識者
    - (5) その他センター長が必要と認めた者
  - 3 前項第4号の委員の数は、調査委員会の委員の半数以上でなければならない。
  - 4 調査委員は、通報者及び被通報者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
  - 5 調査委員は、調査等に関して知ることのできた秘密を漏らしてはならない。
  - 6 調査委員会に係る事務は、事務部管理課総務グループで処理する。
  - 7 調査委員会を設置したときは、調査委員の氏名や所属等を、(様式12)により通報者、被通報者及び調査に係る機関に示すものとする。
  - 8 通報者及び被通報者は、前項の規程により通知を受けた調査委員の指名に不服があるときは、前項の通知を受けた日から7日を経過する日までに異議申立書(様式13)を事務部管理課総務グループに提出することができる。
  - 9 異議申立てがあった場合、センター長は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、

当該異議申立てに係る委員を交代させるとともに、その旨を通報者及び被通報者に(様式14)により通知するものとする。

#### (調査方法・権限)

第18条 調査委員会は、研究費の不正使用に係る事案の場合には、当該研究に係る各種伝票、証拠書類、申請書等の関係書類の精査、関係者のヒアリングなどにより、調査を行うとともに、原則として、被通報者の弁明の聴取を行わなければならない。

2 調査委員会は、研究活動における不正行為に係る事案の場合には、当該研究に係る論文や実験・観察記録ノート、生データ等の各種資料の精査や、関係者のヒアリング、再実験の要請などにより、調査を行うとともに、原則として、被通報者の弁明の聴取を行わなければならない。

3 調査委員会は、再実験などにより再現性を示すことを求めることができる。また、被通報者は、自らの意思により事務部管理課総務グループ課長補佐に対して、それを申し出ることができる。

4 前項の場合に必要な機器や経費等は、原則として、小児センターが負担するものとする。ただし、被通報者により同じ内容の申し出が繰り返し行われた場合で、それが当該事案の引き延ばしや認定の先送りを主な目的とすると調査委員会が判断するときは、当該申し出を認めないことができる。

5 第1項から前項までの規定は、調査委員会の関係者に周知するものとする。

6 被通報者は、研究費の不正使用に対する疑惑への説明を行う場合には、当該研究費の使用が適正な方法及び手続に従い行われたことを、証拠となる書類、関係書類等を示して説明しなければならない。

7 被通報者は、不正行為に対する疑惑への説明を行う場合には、当該研究が科学的に適正な方法と手続に則って行われたこと、論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠(生データや実験・観察記録ノート、実験資料・試薬等)を示して説明しなければならない。

8 前項の説明において、被通報者が生データや実験・観察記録ノート、実験資料等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により証拠を示せない場合は、不正行為とみなすものとする。ただし、被通報者の責によらない理由(災害など)や正当な理由により基本的な要素を十分示すことができない場合はこの限りではない。また、基本的な要素の保存期間が、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や、被通報者が所属する、又は通報等に係る研究を行っていたときに所属していた研究機関が定める期間を超えることによるものである場合についても但し書と同様とする。

9 第6項の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、調査委員会が判断するものとする。

10 通報者、被通報者その他の関係者は、調査委員会の調査に誠実に協力しなければならない。

11 小児センター以外の機関において調査が必要となった場合、調査委員会は、当該研究機関に協力を要請するものとする。また、センター長は、他の研究機関から同様の要請があった場合は、誠実に協力しなければならない。

#### (調査の対象となる研究)

第19条 調査の対象には、通報等に係る研究のほか、調査委員会の判断により調査に関連した被通報者の他の研究を含めることができる。

#### (証拠の保全措置)

第20条 調査委員会は、本調査に当たって、通報等に係る研究に関して、証拠となるような資料等

を保全する措置を(様式15)によりとることができる。

- 2 小児センター以外の機関において証拠の保全が必要な場合、調査委員会は、当該研究機関に協力を要請する。また、センター長は、他の研究機関から同様の要請があった場合は、誠実に協力するものとする。
- 3 センター長は、前2項の措置に影響しない範囲内であれば、被通報者の研究活動を制限してはならない。

#### (調査の中間報告)

第21条 当該事案に係る研究が競争的資金等によるものであるときは、調査の終了前であっても、資金配分機関等の求めに応じて、中間報告をすることができる。

#### (調査における研究又は技術上の情報の保護)

第22条 調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究又は技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏れることのないよう十分配慮するものとする。

#### (認定)

- 第23条 調査委員会は、被通報者の弁明と、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被通報者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、研究不正か否かの認定を行う。ただし、被通報者の自認を唯一の証拠として研究不正と認定することはできない。
- 2 調査委員会は、本調査によって得られた、物的・科学的根拠、証言等の諸証拠及び第18条第6項又は第7項により被通報者が行った説明内容を総合的に判断して、研究不正に該当するか否かの認定を、本調査の開始日から概ね150日以内に行わなければならない。
  - 3 調査委員会は、研究費の不正使用が行われたものと認定する場合は、その内容、研究費の不正使用に関与した者及びその関与の度合、不正に使用した研究費の額を認定する。
  - 4 調査委員会は、研究活動における不正行為が行われたものと認定した場合は、研究活動における不正行為の内容、研究活動における不正行為に関与した者及びその関与の度合、研究活動における不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割を認定するものとする。
  - 5 研究不正が行われなかったと認定される場合であって、調査を通じて当該通報が悪意に基づくものであることが判明したときは、調査委員会は、併せてその旨の認定を行うものとする。この認定を行うに当たっては、通報者に弁明の機会を与えなければならない。

#### (報告)

- 第24条 調査委員会は、調査を終了したときは、直ちにセンター長に認定を含む調査結果を(様式16)により報告するものとする。センター長は、通報者及び被通報者(被通報者以外で不正行為に関与したと認定された者、その他本調査の実施についてセンター長が通知した者を含む。)にその調査結果を(様式17)により通知するものとする。被通報者が他の機関に所属している場合は、これらに加えて、当該所属機関にその調査結果を(様式17)により通知するものとする。
- 2 センター長は、前項に定める者のほか、愛知県病院事業庁管理課長に調査結果を(様式18)により報告するものとする。
  - 3 センター長は、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、資金配分機関等に調査結果を(様式19)により報告するものとする。
  - 4 センター長は、当該事案が競争的資金に係るものであるときは、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも認められた場合には、速やかに認定するものとする。

- 5 調査委員会は、通報等がなされる前に取り下げられた論文等に係る調査で、不正行為があったと認定されたときは、取り下げなど研究者が自ら行った措置や、その措置を執るに至った経緯・事情等を(様式16)により通知するものとする。
- 6 センター長は、悪意に基づく通報との認定があった場合は、通報者の所属機関にもその結果を報告するものとする。

(不服申立て、再調査)

第25条 研究不正と認定された被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者は、調査結果が開示された日から10日以内に、(様式20)をもって不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。なお、書面の提出先は事務部管理課総務グループとする。

- 2 事務部管理課総務グループは、提出された申立内容について、センター長に報告する。センター長は、調査委員会に(様式21)により再調査の依頼をする。
- 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行うものとする。ただし、不服申立ての趣旨が、調査委員会の構成等、その公正性に関わるものである場合には、センター長の判断により、調査委員会の構成を代えて、審査させることができる。
- 4 研究不正があったと認定された場合に係る被通報者及び悪意に基づく通報と認定された通報者による不服申立てについて、調査委員会(前項ただし書きの場合は、調査委員会に代わる者)は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、当該事案の再調査を行うか否かを速やかに決定するものとする。調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合は、直ちにセンター長に報告し、センター長は被通報者に当該決定を(様式23)により通知するものとする。このとき、当該不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると調査委員会が認めるときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。
- 5 調査委員会は、再調査を行う旨の決定を行った場合は、通報者及び被通報者に対し、先の調査結果を覆すに足る資料の提出等、当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。その協力が得られない場合には、再調査を行わず、審査を打ち切ることができる。その場合、直ちにセンター長に(様式22)により報告し、センター長は被通報者に当該決定を(様式23)により通知するものとする。
- 6 センター長は、被通報者から研究不正の認定に係る不服申立て及び悪意に基づく通報があったときは、通報者及び被通報者並びに資金配分機関、その他本調査の実施についてセンター長が通知した者に(様式24)により通知するものとする。また、不服申立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 7 調査委員会は、再調査を開始した場合は、再調査を開始した日から概ね50日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちにセンター長に(様式22)により報告するものとする。センター長は、当該結果について、通報者及び被通報者並びに資金配分機関その他本調査の実施について通知した者に(様式23)により通知するものとする。

(調査資料の提出)

第26条 センター長は、事案の調査継続中に、資金配分機関等から、資金配分機関等の被通報者に対する一時的措置に使用することのみを約して調査資料の提出又は閲覧を求められた場合は、調査に支障のない範囲で資金配分機関等の求めに応じることができる。

(調査結果の公表)

第27条 センター長は、研究不正が行われたとの認定があった場合は、研究不正に関与した者の

氏名、所属、不正行為の内容、公表時までに行った措置の内容等速やかに調査結果を公表するものとする。なお、公表の手續等については、愛知県職員の例に従うものとする。

- 2 センター長は、研究不正が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しないものとする。ただし、公表までに調査事案が外部に明らかになっている場合は、センター長の判断により調査結果を公表することができる。
- 3 センター長は、悪意に基づく通報の認定があったときは、通報者の氏名・所属及び悪意に基づく通報と認定した理由を併せて公表することができる。

(調査中における一時的措置)

第28条 センター長は、本調査を行うことが決まったときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの期間、通報された研究に係る研究費の支出を停止することができる。

(研究不正が行われたと認定された場合の緊急措置等)

- 第29条 センター長は、研究不正が行われたとの認定があった場合、研究不正への関与が認定された者及び関与は認定されていないが、研究不正が認定された論文等の主たる著者(筆頭著者又は論文作成の中心となった責任者(コレスポンドング・オーサー)など、以下「被認定者等」という。)に対し、直ちに当該研究費の使用中止を命ずるものとする。
- 2 センター長は、各研究機関が個別に研究費を措置する共同研究などの場合は、前項の規定によらず、各研究機関に研究不正が認定された旨を通知するものとする。
  - 3 センター長は、被認定者等に対して、愛知県病院事業庁で定める基準等に従い適切な措置を執るとともに、研究不正と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

(研究不正は行われなかったと認定された場合の措置)

- 第30条 センター長は、研究不正は行われなかったと認定された場合、本調査に際してとった研究費支出の停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがなく申立て期間が経過した後又は不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除するものとする。
- 2 前項の場合において、センター長は、当該事案において研究不正が行われなかった旨を調査関係者に周知するものとする。また、当該事案が調査関係者以外に明らかになっている場合は、調査関係者以外にも周知するものとする。
  - 3 センター長は、研究不正を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置及び不利益が生じないための措置をとるものとする。
  - 4 センター長は、通報が悪意に基づくものと認定された場合、被通報者及び通報者の所属する機関に対して、通報者の氏名、所属、悪意に基づくものと認定した理由を通知するものとする。また、通報者が小児センターに属する者であるときは、通報者に対し、適切な措置をとるものとする。

## 第5章 懲戒

(懲戒)

第31条 競争的資金等に係る研究不正に関する懲戒の種類及びその適用に必要な手續等については、愛知県の定める懲戒処分の手続きに従うものとする。

## 附 則

この規程は、平成29年1月25日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年9月1日から施行する